

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成23年6月6日(月)
開会 13時30分
閉会 14時55分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 清水明委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、岩崎恭典委員、真伏秀樹教育長
欠席者 なし

4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)
副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己
教育支援分野総括室長 服部浩 学校教育分野総括室長 白鳥綱重
社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修
経営企画分野
教育総務室長 平野正人生
教育改革室長 藤田曜久 教育改革室副室長 梅澤裕 教育改革室主幹 辻成尚
教育支援分野
人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 花岡みどり 人材政策室副室長 出口勤
人材政策室主幹 松本忠
学校施設室長 大森邦彦 学校施設室副室長 紀平益美
学校教育分野
高校教育室長 齋藤俊彰 高校教育室副室長 長谷川敦子 高校教育室指導主事 西川俊朗

5 議案件名及び採決の結果

	件名	審議結果
議案第19号	平成24年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について	原案可決
議案第20号	審査請求事案の処理について	原案可決
議案第21号	学校教育法施行細則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第22号	平成24年度三重県立高等学校の学科の改編等について	原案可決

6 報告題件名

該当なし

7 審議の概要

・開会宣告

清水明委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成23年5月24日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

丹保委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 19 号及び第 22 号については意思形成過程のため、議案第 20 号については人事案件のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 21 号を審議した後、非公開の議案第 19 号、第 22 号、第 20 号を審議する順とすることを確認する。

・審議事項

議案第 21 号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則案（公開）

（学校施設室長説明）

議案第 21 号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則案

学校教育法施行細則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 6 月 6 日提出
三重県教育委員会教育長。

提案理由 学校教育法施行細則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページをお願いいたします。要綱案でございます。1. 改正理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）及び当該法律に関する文部科学省関係の関係政令の改正に基づき、学校教育法施行細則の関係規定の整備を行う。

2. 改正内容、市町の設置する幼稚園の設置廃止等に係る規定の整備を行うというものでございまして、冒頭の法律の中で学校教育法の改正が入っておりまして、中身といたしましては、市町村立の幼稚園につきまして、従前は都道府県教育委員会の認可が必要であったものが、改正法によりまして届出で足りるなど簡略化をするとなった関係から、今回の改正になるものでございます。

3. 施行期日、公布の日から施行する。

4. 適用日でございます。平成 23 年 5 月 2 日。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行日ということで、この当該法律も公布日、即、施行日となっている関係上、適用日を平成 23 年 5 月 2 日とさせていただくものでございます。以上でございます。

【質疑】

委員長

議案第 21 号はいかがでしょうか。

【採決】

委員長

議案第 21 号は承認いたしました。

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第 19 号 平成 24 年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について（非公開）

教育改革室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

議案第 22 号 平成 24 年度三重県立高等学校の学科の改編等について（非公開）

高校教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議内容

議案第 20 号 審査請求事案の処理について（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。